

令和4年2月1日提出

令和4年3月市議会定例会議案

(その2 議案第10号から議案第28号まで)

木 更 津 市

令和４年３月市議会定例会議案目録（その２）

議 案 番 号	件 名	関 係 部 等	頁
議 案 第 １ ０ 号	令和４年度木更津市一般会計予算	財 務 部	別冊
議 案 第 １ １ 号	令和４年度木更津市国民健康保険特別会計予算	市 民 部	別冊
議 案 第 １ ２ 号	令和４年度木更津市後期高齢者医療特別会計予算	市 民 部	別冊
議 案 第 １ ３ 号	令和４年度木更津市介護保険特別会計予算	福 祉 部	別冊
議 案 第 １ ４ 号	令和４年度木更津市公設地方卸売市場特別会計予算	経 済 部	別冊
議 案 第 １ ５ 号	附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	市 長 公 室	１
議 案 第 １ ６ 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	２
議 案 第 １ ７ 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	１６
議 案 第 １ ８ 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	１８
議 案 第 １ ９ 号	木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 部	１９
議 案 第 ２ ０ 号	木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	２２
議 案 第 ２ １ 号	木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都 市 整 備 部	２３
議 案 第 ２ ２ 号	木更津市景観条例の一部を改正する条例の制定について	都 市 整 備 部	２５
議 案 第 ２ ３ 号	木更津市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	消 防 本 部	２８

議案第 2 4 号	財産（土地）の貸付について	総 務 部	3 0
議案第 2 5 号	財産（土地）の貸付について	総 務 部	3 1
議案第 2 6 号	財産（建物）の譲渡について	総 務 部	3 2
議案第 2 7 号	財産（建物）の譲渡について	総 務 部	3 3
議案第 2 8 号	令和 4 年度木更津市下水道事業会計予算	都 市 整 備 部	別冊

議案第 15 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関設置条例（昭和 34 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表都市総合開発審議会の項中「都市総合開発審議会」を「木更津市総合計画審議会」に、「
総合開発に関する対策を」を「総合計画の策定について」に、「学識経験者」を

「1 学識経験者

2 関係団体を代表する者 に改める。

3 公募 」

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

都市総合開発審議会の名称及び担任する事務の内容等を改めるため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 16 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「6 級」を「7 級」に改める。

第 12 条の 2 第 2 項中「号級」を「号給」に、「100 分の 15」を「100 分の 20」に改める。

第 18 条第 2 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 62.5」を「100 分の 67.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条第1項）

行政職給料表

（単位：円）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100

25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500
26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800
27	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100
28	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300
29	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
30	190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000
31	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800
32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500
33	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000
35	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700
36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300
37	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800
38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400
39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000
40	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600
41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100
42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	

54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	

83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800			
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000			
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200			
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300				
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600				
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800				
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000				
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300				
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600				
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800				
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000				
94		294, 900	342, 600						
95		295, 200	343, 100						
96		295, 600	343, 500						
97		295, 800	343, 700						
98		296, 100	344, 100						
99		296, 500	344, 500						
100		296, 900	344, 800						
101		297, 100	345, 100						
102		297, 400	345, 500						
103		297, 800	345, 900						
104		298, 100	346, 300						
105		298, 300	346, 800						
106		298, 600	347, 200						
107		299, 000	347, 600						
108		299, 300	348, 000						
109		299, 500	348, 500						
110		299, 900	348, 900						
111		300, 300	349, 200						

112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用 職 員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
任期付 職 員	154,900	195,500	227,800	257,500	274,800	294,200	325,600	361,000

別表第2の7級の項中「参事」を「困難な業務を行う課長」に改め、同表6級の項中「課長」の次に「課長補佐」を加え、同表5級の項中「課長補佐」を「困難な業務を行う係長」に改める。

(木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第24条第1項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条）

ア 行政職給料表

（単位：円）

職務 の級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	1 4 6, 1 0 0	1 9 5, 5 0 0
2	1 4 7, 2 0 0	1 9 7, 3 0 0
3	1 4 8, 4 0 0	1 9 9, 1 0 0
4	1 4 9, 5 0 0	2 0 0, 9 0 0
5	1 5 0, 6 0 0	2 0 2, 4 0 0
6	1 5 1, 7 0 0	2 0 4, 2 0 0
7	1 5 2, 8 0 0	2 0 6, 0 0 0
8	1 5 3, 9 0 0	2 0 7, 8 0 0
9	1 5 4, 9 0 0	2 0 9, 4 0 0
1 0	1 5 6, 3 0 0	2 1 1, 2 0 0
1 1	1 5 7, 6 0 0	2 1 3, 0 0 0
1 2	1 5 8, 9 0 0	2 1 4, 8 0 0
1 3	1 6 0, 1 0 0	2 1 6, 2 0 0
1 4	1 6 1, 6 0 0	2 1 8, 0 0 0
1 5	1 6 3, 1 0 0	2 1 9, 7 0 0
1 6	1 6 4, 7 0 0	2 2 1, 5 0 0
1 7	1 6 5, 9 0 0	2 2 3, 2 0 0
1 8	1 6 7, 4 0 0	2 2 4, 9 0 0
1 9	1 6 8, 9 0 0	2 2 6, 5 0 0
2 0	1 7 0, 4 0 0	2 2 8, 1 0 0
2 1	1 7 1, 7 0 0	2 2 9, 5 0 0
2 2	1 7 4, 4 0 0	2 3 1, 2 0 0
2 3	1 7 7, 0 0 0	2 3 2, 8 0 0

2 4	1 7 9, 6 0 0	2 3 4, 4 0 0
2 5	1 8 2, 2 0 0	2 3 5, 4 0 0
2 6	1 8 3, 9 0 0	2 3 6, 9 0 0
2 7	1 8 5, 5 0 0	2 3 8, 3 0 0
2 8	1 8 7, 2 0 0	2 3 9, 5 0 0
2 9	1 8 8, 7 0 0	2 4 0, 7 0 0
3 0	1 9 0, 4 0 0	2 4 1, 9 0 0
3 1	1 9 2, 2 0 0	2 4 2, 9 0 0
3 2	1 9 3, 9 0 0	2 4 4, 1 0 0
3 3	1 9 5, 5 0 0	2 4 5, 4 0 0
3 4	1 9 6, 9 0 0	2 4 6, 4 0 0
3 5	1 9 8, 4 0 0	2 4 7, 6 0 0
3 6	1 9 9, 9 0 0	2 4 8, 9 0 0
3 7	2 0 1, 2 0 0	2 4 9, 8 0 0
3 8	2 0 2, 5 0 0	2 5 1, 1 0 0
3 9	2 0 3, 7 0 0	2 5 2, 3 0 0
4 0	2 0 5, 0 0 0	2 5 3, 6 0 0
4 1	2 0 6, 3 0 0	2 5 5, 0 0 0
4 2	2 0 7, 6 0 0	2 5 6, 4 0 0
4 3	2 0 8, 9 0 0	2 5 7, 6 0 0
4 4	2 1 0, 2 0 0	2 5 8, 8 0 0
4 5	2 1 1, 3 0 0	2 6 0, 0 0 0
4 6	2 1 2, 6 0 0	2 6 1, 2 0 0
4 7	2 1 3, 9 0 0	2 6 2, 5 0 0
4 8	2 1 5, 2 0 0	2 6 3, 6 0 0
4 9	2 1 6, 3 0 0	2 6 4, 7 0 0
5 0	2 1 7, 4 0 0	2 6 5, 8 0 0
5 1	2 1 8, 4 0 0	2 6 7, 1 0 0
5 2	2 1 9, 5 0 0	2 6 8, 4 0 0

5 3	2 2 0, 6 0 0	2 6 9, 4 0 0
5 4	2 2 1, 6 0 0	2 7 0, 5 0 0
5 5	2 2 2, 5 0 0	2 7 1, 8 0 0
5 6	2 2 3, 5 0 0	2 7 3, 1 0 0
5 7	2 2 3, 8 0 0	2 7 4, 0 0 0
5 8	2 2 4, 6 0 0	2 7 5, 0 0 0
5 9	2 2 5, 4 0 0	2 7 5, 9 0 0
6 0	2 2 6, 1 0 0	2 7 7, 0 0 0
6 1	2 2 6, 8 0 0	2 7 8, 1 0 0
6 2	2 2 7, 8 0 0	2 7 9, 1 0 0
6 3	2 2 8, 6 0 0	2 8 0, 0 0 0
6 4	2 2 9, 4 0 0	2 8 1, 0 0 0
6 5	2 3 0, 1 0 0	2 8 1, 5 0 0
6 6	2 3 0, 8 0 0	2 8 2, 4 0 0
6 7	2 3 1, 7 0 0	2 8 3, 1 0 0
6 8	2 3 2, 7 0 0	2 8 4, 0 0 0
6 9	2 3 3, 4 0 0	2 8 5, 0 0 0
7 0	2 3 4, 0 0 0	2 8 5, 8 0 0
7 1	2 3 4, 5 0 0	2 8 6, 6 0 0
7 2	2 3 5, 2 0 0	2 8 7, 4 0 0
7 3	2 3 6, 0 0 0	2 8 8, 2 0 0
7 4	2 3 6, 6 0 0	2 8 8, 7 0 0
7 5	2 3 7, 2 0 0	2 8 9, 1 0 0
7 6	2 3 7, 7 0 0	2 8 9, 6 0 0
7 7	2 3 8, 4 0 0	2 8 9, 8 0 0
7 8	2 3 9, 1 0 0	2 9 0, 1 0 0
7 9	2 3 9, 8 0 0	2 9 0, 3 0 0
8 0	2 4 0, 3 0 0	2 9 0, 7 0 0
8 1	2 4 0, 8 0 0	2 9 0, 9 0 0

8 2	2 4 1, 5 0 0	2 9 1, 1 0 0
8 3	2 4 2, 2 0 0	2 9 1, 5 0 0
8 4	2 4 2, 9 0 0	2 9 1, 8 0 0
8 5	2 4 3, 5 0 0	2 9 2, 1 0 0
8 6	2 4 4, 2 0 0	2 9 2, 4 0 0
8 7	2 4 4, 9 0 0	2 9 2, 7 0 0
8 8	2 4 5, 6 0 0	2 9 3, 1 0 0
8 9	2 4 6, 1 0 0	2 9 3, 4 0 0
9 0	2 4 6, 6 0 0	2 9 3, 8 0 0
9 1	2 4 6, 9 0 0	2 9 4, 1 0 0
9 2	2 4 7, 3 0 0	2 9 4, 5 0 0
9 3	2 4 7, 6 0 0	2 9 4, 7 0 0
9 4		2 9 4, 9 0 0
9 5		2 9 5, 2 0 0
9 6		2 9 5, 6 0 0
9 7		2 9 5, 8 0 0
9 8		2 9 6, 1 0 0
9 9		2 9 6, 5 0 0
1 0 0		2 9 6, 9 0 0
1 0 1		2 9 7, 1 0 0
1 0 2		2 9 7, 4 0 0
1 0 3		2 9 7, 8 0 0
1 0 4		2 9 8, 1 0 0
1 0 5		2 9 8, 3 0 0
1 0 6		2 9 8, 6 0 0
1 0 7		2 9 9, 0 0 0
1 0 8		2 9 9, 3 0 0
1 0 9		2 9 9, 5 0 0
1 1 0		2 9 9, 9 0 0

1 1 1	3 0 0, 3 0 0
1 1 2	3 0 0, 6 0 0
1 1 3	3 0 0, 8 0 0
1 1 4	3 0 1, 0 0 0
1 1 5	3 0 1, 3 0 0
1 1 6	3 0 1, 7 0 0
1 1 7	3 0 1, 9 0 0
1 1 8	3 0 2, 1 0 0
1 1 9	3 0 2, 4 0 0
1 2 0	3 0 2, 7 0 0
1 2 1	3 0 3, 1 0 0
1 2 2	3 0 3, 3 0 0
1 2 3	3 0 3, 6 0 0
1 2 4	3 0 3, 9 0 0
1 2 5	3 0 4, 2 0 0

イ 発達相談員給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	3 1 7, 1 0 0	3 6 4, 2 0 0
2	3 1 9, 3 0 0	3 6 5, 5 0 0
3	3 2 1, 4 0 0	3 6 6, 4 0 0
4	3 2 3, 3 0 0	3 6 7, 5 0 0
5	3 2 5, 3 0 0	3 6 8, 6 0 0
6	3 2 7, 3 0 0	3 7 0, 3 0 0
7	3 2 9, 3 0 0	3 7 1, 2 0 0
8	3 3 1, 0 0 0	3 7 3, 0 0 0
9	3 3 3, 1 0 0	3 7 3, 8 0 0

ウ 外国語指導助手給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	3 7 3, 8 0 0	4 1 4, 3 0 0
2	3 7 4, 6 0 0	4 1 6, 1 0 0
3	3 7 6, 1 0 0	4 1 7, 6 0 0
4	3 7 7, 5 0 0	4 1 9, 1 0 0
5	3 7 8, 2 0 0	4 2 0, 7 0 0

エ 市税等徴収指導員給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級
号給	給料月額
1	3 6 8, 6 0 0
2	3 7 0, 3 0 0
3	3 7 1, 2 0 0
4	3 7 3, 0 0 0
5	3 7 3, 8 0 0

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年木更津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「6級」を「7級」に、「5級」を「6級」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 令和4年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第1項に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 切替日の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員及び再任用職員を除く。）について、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。

4 切替日以後に新たに行政職給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、第2項の規定に準じて、給料を支給する。

5 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、行政職給料表の適用を受ける再任用職員のうち、その職務の級が5級又は6級である者の行政職給料表の適用については、第1条の規定による改正後の給与条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

本市の一般職の職員及び会計年度任用職員の給料表を国に準じた給料表に改定し、並びに令和3年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給率を改定するため、並びに本市の一般職の職員の管理職手当の支給率の上限及び級別基準職務表を改定する等のため、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第 17 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 40 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 火葬場事務嘱託員の項を削り、同表埋火葬許可・火葬場使用許可事務嘱託員の項及び証明交付事務嘱託員の項を次のように改める。

埋火葬許可事務嘱託員	日	埋火葬許可申請書 1 件につき	1 0 0
証明交付事務嘱託員	日	証明書等交付申請書 1 件につき	1 0 0

別表第 3 第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会委員の項を削り、同表消防団の項を次のように改める。

消防団員	階級	団長	年	8 2, 5 0 0
		副団長	年	6 9, 0 0 0
		分団長	年	5 0, 5 0 0
		副分団長	年	4 5, 5 0 0
		部長	年	3 7, 0 0 0
		班長	年	3 7, 0 0 0
		団員（木更津市	年	3 6, 5 0 0
		消防団条例（昭和 30 年木更津市条例第 66 号）第 2 条第 3 項の大規模災害部		

		団員を除く。)		
	出動	火災出動	日	8, 0 0 0
				従事した時間が4時間未満の場合 4, 0 0 0
		風水害等出動	日	8, 0 0 0
				従事した時間が4時間未満の場合 4, 0 0 0
		警戒出動	日	3, 5 0 0
		訓練出動	日	3, 5 0 0
		その他の出動	日	3, 5 0 0

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定（埋火葬許可事務嘱託員の項に係る部分に限る。）は令和4年12月1日から施行する。

提案理由

消防団員の報酬の額を変更し、及び消防団員の出動に係る報酬の額を定めるため、埋火葬許可・火葬場使用許可事務嘱託員及び証明交付事務嘱託員の職名等を改定するため並びに火葬場事務嘱託員及び第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会委員を廃止するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 18 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 40 年木更津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 207.5」を「100 分の 215」に改める。

(木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 28 年木更津市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 157.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和 3 年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の特別職の職員で常勤のものと及び特定任期付職員の期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第 19 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険税条例（昭和 50 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し及び第 6 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 7 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 号中「第 23 条」を「第 23 条第 1 項」に改める。

第 8 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 15 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 23 条第 1 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 3 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,000 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 5,000 円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,500円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,500円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号中「総所得金額」」を「前条第1項第1号中「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第3項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第8項、第9項及び第11項から第18項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条、第6条、第7条（同条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）、第8条及び第23条（同条第1号ア及びイ、第2号ア及びイ並びに第3号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の木更津市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和３年法律第６６号）及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和３年政令第２５３号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 20 号

木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
木更津市保育園の設置及び管理に関する条例（昭和 62 年木更津市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表木更津市立中郷保育園の項及び木更津市立久津間保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市立中郷保育園及び木更津市立久津間保育園の民営化に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 21 号

木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例
木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例（平成 13 年木更津市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 政令第 29 条の 9 各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まない土地の区域

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 前項各号に掲げる開発行為は、政令第 29 条の 9 各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まないものとする。

第 6 条中「第 5 条各号」を「前条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定によりされた許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例第 3 条第 3 号、第 5 条第 2 項及び第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）及び都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第３３７号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 22 号

木更津市景観条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市景観条例の一部を改正する条例

木更津市景観条例（平成 27 年木更津市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「次に」を「別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に」に改め、同条各号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 13 条）

区分	行為
重点地区以外	(1) 次のいずれにも該当しない建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更 ア 地盤面からの高さが 10 メートルを超える建築物 イ 建築面積が 500 平方メートルを超える建築物 (2) 次のいずれにも該当しない工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更 ア 設置面からの高さが 6 メートルを超える煙突 イ 設置面からの高さが 15 メートルを超える鉄柱、コンクリート柱又は鉄塔 ウ 地盤面からの高さが 2 メートルを超え、かつ、総延長が 20 メートルを超える擁壁 (3) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為であって、同条第 13 項に規定する開発区域の面積が 3,000 平方メートル未満のもの

重点地区	(1) 次のいずれにも該当しない工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更 ア 設置面からの高さが6メートルを超える煙突 イ 設置面からの高さが15メートルを超える鉄柱、コンクリート柱又は鉄塔 ウ 地盤面からの高さが2メートルを超え、かつ、総延長が20メートルを超える擁壁 エ 高さが1メートルを超える自動販売機その他これに類するもの オ 高さが4メートルを超える装飾塔、記念塔その他これらに類するもの カ 駐車場の用途に供するもので屋根のないもの キ 土地に設置される太陽光発電設備（建築物に設置するものを除く。） (2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為であって、同条第13項に規定する開発区域の面積が500平方メートル未満のもの
------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の木更津市景観条例第13条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第16条第1項の規定による届出及び第5項の規定による通知を要する行為について適用し、施行日前に法第16条第1項の規定による届出及び第5項の規定による通知がされた行為については、なお従前の例による。

提案理由

木更津駅みなと口景観形成重点地区の指定に伴い、景観法（平成16年法律第110号）第16条第7項第11号の条例で定める行為を追加するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 23 号

木更津市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市消防団条例の一部を改正する条例

木更津市消防団条例（昭和 30 年木更津市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を第 12 条とする。

第 9 条の見出しを「（報酬の支給方法）」に改め、同条第 1 項中「団員」の次に「（大規模災害部団員を除く。）」を加え、「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第 2 項中「別表に掲げる額の手当を年 4 回に分けて」を「出勤報酬を、4 月から 6 月までの分を 8 月に、7 月から 9 月までの分を 11 月に、10 月から 12 月までの分を翌年の 2 月に、1 月から 3 月までの分を 5 月に」に改め、同条を第 11 条とし、第 4 条から第 8 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 3 条中「団長以下 600 人」を「570 人」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 団員の種類ごとの定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 基本団員 450 人以内

(2) 機能別団員 120 人以内（女性部団員は 20 人以内、学生部団員は 20 人以内、大規模災害部団員は 80 人以内とする。）

第 3 条を第 5 条とし、第 2 条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（大規模災害部団員の任期）

第 4 条 大規模災害部団員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（団員の種類）

第 2 条 消防団に置く団員は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員以外の団員とする。

3 機能別団員は、従事すべき消防事務の範囲を限定して任用される団員であつて、女性部団員、学生部団員及び大規模災害部団員より構成するものとする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案理由

消防団員の種類及び報酬の見直し並びに消防団の定員の適正化を図る等のため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第24号

財産（土地）の貸付について

市は、次の土地を適正な対価なくして貸付する。

令和4年2月1日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 土地の表示

所 在 木更津市十日市場162番1、162番3

地 目 宅地

地 積 2,045.00㎡

2 貸付の金額 年額431,976円

3 貸付の期間 令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

4 貸付の相手方 木更津市井尻951番地

社会福祉法人かずさ萬燈会

理事長 渡邊 元貴

提案理由

木更津市立中郷保育園を民営化することに伴い、市が所有する財産（土地）を適正な対価なくして貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第25号

財産（土地）の貸付について

市は、次の土地を適正な対価なくして貸付する。

令和4年2月1日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 土地の表示

所 在 木更津市久津間一丁目687番、688番1、688番2

地 目 宅地

地 積 2,192.00㎡

2 貸付の金額 年額672,516円

3 貸付の期間 令和4年4月1日から令和21年3月31日まで

4 貸付の相手方 木更津市高柳三丁目9番13号

社会福祉法人岩根福社会

理事長 平野 弘和

提案理由

木更津市立久津間保育園を民営化することに伴い、市が所有する財産（土地）を適正な対価なくして貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第26号

財産（建物）の譲渡について

市は、次の建物を適正な対価なくして譲渡する。

令和4年2月1日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 建物の表示

種 類	保育園
所 在	木更津市十日市場162番地の1
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積	724.50㎡

2 譲渡の金額

無償

3 譲渡の相手方

木更津市井尻951番地
社会福祉法人かずさ萬燈会
理事長 渡邊 元貴

提案理由

木更津市立中郷保育園を民営化することに伴い、市が所有する財産（建物）を適正な対価なくして譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第27号

財産（建物）の譲渡について

市は、次の建物を適正な対価なくして譲渡する。

令和4年2月1日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 建物の表示

種 類	保育園
所 在	木更津市久津間1084番地
構 造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	828.68㎡

2 譲渡の金額 無償

3 譲渡の相手方 木更津市高柳三丁目9番13号 社会福祉法人岩根福祉会 理事長 平野 弘和

提案理由

木更津市立久津間保育園を民営化することに伴い、市が所有する財産（建物）を適正な対価なくして譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。